

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 3 月 4 日（火）第2987号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	規 則
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（※）		（子ども福祉課取扱い） 1
○保安林の指定予定（2件）		（森づくり推進課取扱い） 2
○漁船保険付保義務発生		（水産振興課取扱い） 2
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定		（水産振興課取扱い） 3
○肥料の登録の失効		（食の安全推進課取扱い） 3
○道路の区域の変更		（道路維持課取扱い） 3
○道路の供用の開始		（道路維持課取扱い） 4
○土砂災害警戒区域の指定		（砂防課取扱い） 4
○土砂災害特別警戒区域の指定		（砂防課取扱い） 5
○道路の位置指定（3件）		（鹿児島地域振興局取扱い） 5
		（南薩地域振興局取扱い） 6
		（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
○一般競争入札公告		（生活衛生課取扱い） 7
○平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告		（建築課取扱い） 9
○一般競争入札公告（3件）		（総務課取扱い） 11
		（かごしま県民交流センター取扱い） 13
○遊技機の型式の検定の告示		（生活環境課取扱い） 17
○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示	内水面漁場管理委員会指示	（内水面漁場管理委員会取扱い） 17
○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示に基づく水域の指定	内水面漁場管理委員会告示	（内水面漁場管理委員会取扱い） 18

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第5号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和36年鹿児島県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第4備考5中「120,000円」を「60,000円」に、「120,001円」を「60,001円」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の児童福祉法施行細則別表第4備考5の規定は、平成20年7月1日以後の分として

徴収する負担金について適用し、同日前の分として徴収する負担金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 鹿児島県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年3月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
鹿児島市城山町264番1, 264番口
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年3月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
阿久根市大川字小鹿倉6447番7から6447番9まで、6447番17、6484番4、6484番5、字宇都口6503番6、6505番1、6506番1から6506番5まで、6506番7、6506番8、6506番10から6506番17まで、6506番20、6506番21、6507番、6507番4、6507番8、6508番1
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第193号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鹿屋加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年 3 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

**鹿児島県告示第194号**

奄美市笠利町大字喜瀬29番地 柗田謙夫及び奄美市笠利町大字用5番地2 松山信一からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年 3 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 奄美市笠利町区域（奄美市笠利町の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業

**鹿児島県告示第195号**

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。  
平成26年 3 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					氏名又は名称	住所	
鹿児島県肥第1193号	蒸製骨粉	かごしま蒸製骨粉	窒素全量 3.0 りん酸全量18.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島市城南町37番地	平成26年2月6日
鹿児島県肥第1254号	魚かす粉末	7.5-4.5かごしま魚粉	窒素全量 7.5 りん酸全量 4.5	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島市城南町37番地	平成26年2月5日
鹿児島県肥第1258号	化成肥料	地産地力1号	窒素全量 1.5 りん酸全量 7.5 加里全量 1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	鹿児島市城南町37番地	平成23年7月2日

**鹿児島県告示第196号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成26年 3 月 4 日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年 3 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	328号	薩摩郡さつま町虎居町1781番8地先から1781番1地先まで	前	19.0~20.0	4.4
			後	16.5~18.0	4.4
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字篠川字	前	7.2~15.5	75.3

		井勝849番2地先から849番6地先まで	後	11.5～40.8	75.3
安脚場実久線	大島郡瀬戸内町大字瀬武字美里原259番1地先内	前後	7.9～22.8	117.9	
		前後	9.9～27.3	117.9	
	大島郡瀬戸内町大字俵字仲ノ浦原1019番1地先内	前後	9.3～26.5	29.3	
		前後	13.8～37.7	29.3	
	大島郡瀬戸内町大字瀬武字浜操原783番1地先から776番1地先まで	前後	7.3～10.7	56.2	
前後		8.0～51.6	56.2		
蘇刈古仁屋線	大島郡瀬戸内町大字嘉鉄字里原1386番6地先から1386番1地先まで	前後	16.3～47.8	31.5	
		前後	16.3～60.2	31.5	
	大島郡瀬戸内町大字蘇刈字屋ノ畑187番1地先から同町大字嘉鉄字マガセク原1350番1地先まで	前後	20.1～37.4	21.8	
前後		20.1～56.1	21.8		

鹿児島県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成26年3月4日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	大島郡瀬戸内町大字篠川字井勝849番2地先から849番6地先まで	平成26年 3月4日
		安脚場実久線	
	大島郡瀬戸内町大字瀬武字美里原259番1地先内		
	大島郡瀬戸内町大字俵字仲ノ浦原1019番1地先内		
	大島郡瀬戸内町大字瀬武字浜操原783番1地先から776番1地先まで		
	大島郡瀬戸内町大字諸数字下尻原105番1地先内		
	蘇刈古仁屋線		
大島郡瀬戸内町大字嘉鉄字里原1386番6地先から1386番1地先まで			
大島郡瀬戸内町大字蘇刈字屋ノ畑187番1地先から同町大字嘉鉄字マガセク原1350番1地先まで			

鹿児島県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成26年3月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称

急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・見里原 1，急・阿ガリ原 1，急・山田川内原 1，急・仲緑 1，急・塩田 1，急・小勝 1，急・尻田 1，急・南田 1，急・三田 1，急・三田 2，急・瀬戸金久原 1，急・金釜原 1，急・瀬相 2，急・瀬相 3，急・瀬相 4，急・伊子茂 1，急・伊子茂 2，急・勝能 1，急・勝能 2，急・勝能 3，急・勝能 4，急・勝能 5，急・渡連 1，急・渡連 2 及び急・須手 1
土石流	瀬戸内町	土・阿ガリ原 1，土・山田川内原 1，土・山田川内原 2，土・山田川内原 3，土・仲田 1，土・仲緑 1，土・檜木晒 1，土・塩田 1，土・三田 1，土・三田 2，土・小里原 1，土・金釜原 1，土・瀬戸金久原 1，土・長崎原 1，土・田又原 1，土・田又原 2，土・勝能 7，土・渡連 2，土・渡連 3，土・渡連 4，土・渡連 5，土・渡連 6，土・瀬相 7，土・瀬相 8 及び土・伊子茂 6

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第199号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により，次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお，土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については，次の図のとおりとする。

平成26年 3 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	瀬戸内町	急・見里原 1，急・阿ガリ原 1，急・山田川内原 1，急・仲緑 1，急・塩田 1，急・小勝 1，急・尻田 1，急・南田 1，急・三田 1，急・三田 2，急・瀬戸金久原 1，急・金釜原 1，急・瀬相 2，急・瀬相 3，急・瀬相 4，急・伊子茂 1，急・伊子茂 2，急・勝能 1，急・勝能 2，急・勝能 3，急・勝能 4，急・勝能 5，急・渡連 1，急・渡連 2 及び急・須手 1
土石流	瀬戸内町	土・山田川内原 1，土・山田川内原 2，土・山田川内原 3，土・仲田 1，土・仲緑 1，土・檜木晒 1，土・塩田 1，土・三田 1，土・三田 2，土・小里原 1，土・金釜原 1，土・瀬戸金久原 1，土・長崎原 1，土・田又原 2，土・渡連 2，土・渡連 3，土・渡連 4，土・渡連 5，土・渡連 6 及び土・瀬相 8

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁瀬戸内事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島地域振興局告示第5号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年 3 月 4 日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 12月19日	日置市伊集院町下谷口2069番地 株式会社23ハウス 代表取締役 寺園政和	日置市伊集院町下谷口字樋渡シ661番13	4.64メートル～ 5.00メートル	34.02メートル

**南薩地域振興局告示第4号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年3月4日

南薩地域振興局長 森秀樹

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 10月9日	指宿市西方2181番地3 上赤林	指宿市西方字田口田頭2180番6, 2186番4及び2186番5	5.00メートル	34.94メートル

**始良・伊佐地域振興局告示第3号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成26年3月4日

始良・伊佐地域振興局長 陶山修

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成25年 11月1日	鹿児島市宇宿一丁目25番8号 株式会社ベルハウジング 代表取締役 松田英之	始良市東餅田字中渡口982番1	4.10メートル	46.12メートル
平成26年 1月14日	鹿児島市高麗町3番6号 田園都市開発有限公司 代表取締役 原口秀一	始良市平松字星原5508番12	6.00メートル	77.37メートル
平成26年 1月28日	霧島市国分中央三丁目3番3号 株式会社国分ハウジング 代表取締役 久保一元	始良市加治木町反土字栢木2090番3	4.03メートル～ 4.08メートル	24.27メートル

## 公 告

## 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 3 月 4 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量  
伝達性海綿状脳症用E L I S Aキット  
予想使用数量9,600検体分（予定検査頭数）
- (2) 購入をする物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
入札説明書による。
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

## 3 入札の方法等

## (1) 入札書の記載

ア 入札金額は、当該E L I S Aキットで検査を実施した場合の1検体当たりの単価を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年 3 月27日午前11時30分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）出納局管財課入札室

## (3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍑) 交付場所 鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係  
鹿児島市鴨池新町10番1号

(㍒) 交付期限 平成26年 3 月26日午前11時

## 4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

## 5 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## (2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

## 6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

## 7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

## 8 最低制限価格

設定しない。

## 9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

## 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-2788  
ファックス番号 099-286-5562

## 11 その他



- (1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

.....

平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項に規定する都道府県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成26年3月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 試験の期日及び場所

(1) 二級建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	平成26年7月6日 (日) 午前10時から午後5時10分まで	(1) 鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号） (2) 奄美試験場 鹿児島県大島支庁奄美会館（奄美市名瀬永田町18番6号）
設計製図の試験	平成26年9月14日 (日) 午前11時から午後4時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）

(2) 木造建築士試験

区 分	期 日	場 所
学科の試験	平成26年7月27日 (日) 午前10時から午後5時10分まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）
設計製図の試験	平成26年10月12日 (日) 午前11時から午後4時まで	鹿児島試験場 鹿児島大学工学部（鹿児島市郡元一丁目21番40号）

2 受験資格

建築士法第15条各号のいずれかに該当する者

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 試験科目

- (ア) 建築計画
- (イ) 建築法規
- (ウ) 建築構造
- (エ) 建築施工

イ 試験の免除

次の表の左欄に掲げる者については、その者の申請により、それぞれ同表の右欄に掲げる学科の試験を免除する。

平成24年又は平成25年に都道府県知事が実施した二級建築士試験の学科の試験に合格した者	二級建築士試験の学科の試験
平成24年又は平成25年に都道府県知事が実施した木造建築士試験の学科の試験に合格した者	木造建築士試験の学科の試験

(2) 設計製図の試験

ア 対象者

学科の試験に合格した者及び学科の試験を免除された者

## イ 試験の課題

平成26年6月11日（水）頃から鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板並びに公益社団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部に掲示するとともに、学科の試験の日に各試験場に掲示する。

## 4 受験手数料

16,900円

## 5 受験手続

## (1) 郵送による受験申込み

## ア 対象者

郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する場合に限り行うことができる。

(ア) 二級建築士試験を受験しようとする者であって、過去に都道府県知事が実施した二級建築士試験の受験をしたことがあるものが、平成25年以前の二級建築士試験の受験票又は合否を証する書面をイの(イ)の受験申込書に貼付する場合

(イ) 木造建築士試験を受験しようとする者であって、過去に都道府県知事が実施した木造建築士試験の受験をしたことがあるものが、平成25年以前の木造建築士試験の受験票又は合否を証する書面をイの(イ)の受験申込書に貼付する場合

(ウ) 離島その他の遠隔地に居住するため直接申込みができない等やむを得ない事情がある者が、遠隔地に居住することを証明する住民票の写し又は直接申込みができない旨を証明した勤務先の証明書を受験申込みの際に提出する場合

## イ 提出書類等

## (ア) 受験申込書

(イ) 建築士法施行細則（昭和25年鹿児島県規則第116号）第13条第1項第1号及び第2号に掲げる書類（受験申込みをしようとする者がアの(イ)又は(イ)に該当する場合は、提出を要しない。）

(ウ) 写真（受験申込み前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）2枚

(エ) 二級建築士試験の学科の試験の免除を申請しようとする者にあつては、平成24年又は平成25年に都道府県知事が実施した二級建築士試験における学科の試験の合格通知書又は設計製図の試験の不合格の通知書

(オ) 木造建築士試験の学科の試験の免除を申請しようとする者にあつては、平成24年又は平成25年に都道府県知事が実施した木造建築士試験における学科の試験の合格通知書又は設計製図の試験の不合格の通知書

## ウ 提出書類等の提出先及び受付期間

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

郵便番号 104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号 電話番号 03-5524-3105

平成26年3月17日（月）から同月31日（月）までとする。

## エ 提出書類等の提出方法

提出書類等は、ウの提出先に簡易書留で郵送すること。

なお、ウの受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

## (2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に都道府県知事が実施した二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

## ア 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

## イ 受験申込受付期間及び時間

平成26年3月24日（月）午前10時から同月31日（月）午後4時までとする。

- (3) 受付場所における受験申込み
- ア 提出書類等  
(1)のイに同じ。
- イ 提出書類等の提出先及び受付期間  
公益財団法人建築技術教育普及センター
- (ア) 郵便番号 892-0838 鹿児島市新屋敷町16番鹿児島県住宅供給公社ビル326号 公益財団法人鹿児島県建築士会内 電話番号 099-222-2005  
平成26年4月10日（木）から同月14日（月）までのそれぞれの日の午前10時から午後5時までとする。
- (イ) 郵便番号 894-0023 奄美市名瀬永田町18番6号鹿児島県大島支庁奄美会館2階 公益財団法人鹿児島県建築士会大島支部内 電話番号 0997-53-3898  
平成26年4月10日（木）及び同月11日（金）のそれぞれの日の午前10時から午後5時までとする。
- ウ 提出書類等の提出方法  
提出書類等は、イの提出先に直接提出すること。
- 6 受付場所における受験申込みに必要な受験申込書の用紙の交付  
受験申込書の用紙は、公益財団法人鹿児島県建築士会の本部及び各支部において、平成26年3月10日（月）から同年4月14日（月）まで交付する。  
なお、前記の期間内に鹿児島県鹿児島地域振興局、南薩地域振興局、北薩地域振興局及び大島支庁並びに垂水市役所においても交付するが、交付場所については、同期間内に当該地域振興局等に問い合わせること。
- 7 合格者の発表等
- (1) 学科の試験の合格者の発表  
二級建築士試験は平成26年8月26日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月9日（火）（予定）に、鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板に掲示するなどして発表する。
- (2) 最終合格者の発表  
平成26年12月4日（木）（予定）に、鹿児島県庁（行政庁舎15階）掲示板に掲示するなどして発表する。
- (3) 合格者等への通知  
合格者には合格した旨を、不合格者には不合格の旨及び成績を通知する。
- 8 その他
- (1) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。
- (2) 試験についての照会は、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話 092-471-6310）又は公益財団法人鹿児島県建築士会（電話 099-222-2005）に対して行うこと。

.....  
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年3月4日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（鹿児島県議会庁舎の清掃業務） 一式
- (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
- (3) 履行期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所

鹿児島県議会庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本県内に本社を有する者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業に係る同項の登録を受けている者であること。
- (5) 営業を停止し、又は休止した者で営業を再開したものにあつては、営業再開後2年を経過している者であること。
- (6) 緊急事態が発生した場合、連絡後おおむね1時間以内に業務に着手できる態勢であると認められる者であること。
- (7) 業務開始時において、所要の責任者及び清掃作業従事者の確保並びに機械器具の配備が可能であると認められる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成26年3月26日午後4時
- イ 場所 鹿児島県庁（議会庁舎3階）第4会議室  
鹿児島市鴨池新町10番1号

(3) 入札説明書

- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
  - (㊦) 交付場所 鹿児島県議会事務局総務課総務係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
  - (㊧) 交付期限 平成26年3月17日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれ

がないと認められるときに限る。)

- (2) 契約保証金  
免除する。
- 6 入札の無効  
次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
  - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
  - (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
  - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし，最低制限価格未満で申込みをした者は，失格とする。
- 8 最低制限価格  
設定する。
- 9 契約書案の提出  
落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
鹿児島県議会事務局総務課総務係  
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577  
電話番号 099-286-5013
- 11 その他
  - (1) この入札は，この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。
  - (2) この入札に係る契約は，平成26年4月1日に確定する。

.....

#### 一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により，役務の調達について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年3月4日

かごしま県民交流センター副館長 上加世田純一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称  
建築物の清掃サービス（かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等の清掃業務）
  - (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地等
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格（A級の格付に限る。）を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成26年3月27日午前10時  
イ 場所 かがしま県民交流センター東棟4階大研修室第4  
鹿児島市山下町14番50号
  - (3) 入札説明書  
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。  
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限  
㊦ 交付場所 かがしま県民交流センター県民交流課  
鹿児島市山下町14番50号  
㊧ 交付期限 平成26年3月12日午後5時15分
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
  - (2) 契約保証金  
免除する。
- 6 入札の無効  
次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
  - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
  - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
  - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
  - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認められた場合の入札
  - (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
  - (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
  - (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格  
設定する。
- 9 契約書案の提出  
落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先  
かごしま県民交流センター県民交流課  
鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816  
電話番号 099-221-6602  
ファックス番号 099-221-6640
- 11 その他
- (1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。
  - (2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

……………

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年3月4日

かごしま県民交流センター副館長 上加世田純一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称  
かごしま県民交流センター等警備業務委託
  - (2) 調達をする役務の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 履行期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
かごしま県民交流センター本館及び県政記念館並びに敷地内
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - (1) 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
  - (2) 入札書の提出期限の時点で庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札の方法等
  - (1) 入札書の記載  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成26年3月27日午前10時50分
- イ 場所 かがしま県民交流センター東棟4階大研修室第4  
鹿児島市山下町14番50号
- (3) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
- (㊦) 交付場所 かがしま県民交流センター県民交流課  
鹿児島市山下町14番50号
- (㊧) 交付期限 平成26年3月12日午後5時15分
- 4 契約条項を示す場所及び期限  
3の(3)のイに同じ。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金  
免除する。
- 6 入札の無効
- 次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 8 最低制限価格  
設定する。
- 9 契約書案の提出
- 落札者は、落札決定通知を受けた日から4日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな



ければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

かごしま県民交流センター県民交流課  
鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0816  
電話番号 099-221-6602  
ファックス番号 099-221-6640

11 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。  
(2) この入札に係る契約は、平成26年 4 月 1 日に確定する。

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第20号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年 3 月 4 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR スーパーストリートファイターIVH9AY	株式会社平和	3P1177
ぱちんこ遊技機	CR スーパーストリートファイターIVM9AY	株式会社平和	3P1263
ぱちんこ遊技機	CR サムライチャンプルー3ST7	タイヨーエレック株式会社	3P1244
ぱちんこ遊技機	CR 萌えよ剣3-2400MZ	タイヨーエレック株式会社	4P0003
ぱちんこ遊技機	CR おしおきピラミッ伝TAA	株式会社高尾	3P1252
ぱちんこ遊技機	CR おしおきピラミッ伝TAB	株式会社高尾	4P0016
ぱちんこ遊技機	CR うちのポチーズDX	株式会社ジェイビー	3P1254
ぱちんこ遊技機	CR フィーバーモーレッツ宇宙海賊FX	株式会社三共	3P1264
ぱちんこ遊技機	CR BE-BOP 壇蜜与太郎仙歌JP2	株式会社サンセイアールアンドディ	4P0024
ぱちんこ遊技機	CR 超シャカRUSH A1	マルホン工業株式会社	4P0034
回胴式遊技機	ハイビGX-30	株式会社パイオニア	3S0695
回胴式遊技機	モンキーターン2TT	山佐株式会社	4S0051

## 内水面漁場管理委員会指示

### 鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第25-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成26年 3 月 4 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

1 指示の内容

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、鹿児島県内水面漁場管理委員会が特に定めた水域で採捕したコイをその水域及び他の水域（河川、湖沼等）に放流してはならない。  
なお、鹿児島県内水面漁場管理委員会は、当該水域について速やかに公表するものとする。

## 2 指示の期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**内水面漁場管理委員会告示****鹿児島県内水面漁場管理委員会告示第25－1号**

コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかる平成26年3月4日鹿児島県内水面漁場管理委員会指示第25－2号（コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示）に基づく水域を次のとおり定める。

平成26年3月4日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

- 1 大淀川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 2 肝属川水系の本流及び支流（ただし、高隈ダムから上流の区域は除く。）
- 3 思川水系の本流及び支流
- 4 川内川水系の鹿児島県区域の本流及び支流（ただし、十曾ダム及び清浦ダムから上流の区域は除く。）
- 5 天降川水系の本流及び支流
- 6 安楽川水系の鹿児島県区域の本流及び支流
- 7 和田川水系の本流及び支流
- 8 新川（鹿児島市）水系の本流及び支流
- 9 甲突川水系の本流及び支流
- 10 八房川水系の本流及び支流
- 11 神之川水系の本流及び支流
- 12 新川（指宿市）水系の本流及び池田湖を含む支流